都道府県データの集計結果に関するFAQ

Q 食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告のうち、どのような内容を集計したのか。

本集計結果は、食品リサイクル法に基づく定期報告の別紙様式の「表 6 都道 府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量」を都道府県別に集計した ものです。

Q 食品廃棄物等とはどのようなものですか。

「食品廃棄物等」は、食品リサイクル法第2条第1項により、

- ① 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
- ② 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

と定義されています。

なお、本集計結果は、食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告を集計した ものであり、定期報告を提出していない事業者(食品廃棄物等の年間発生量100トン未満等)や一般家庭等から排出される食品廃棄物等は含まれていません。

Q 再生利用とはどのような行為ですか。

「再生利用」は、食品リサイクル法第2条第5項により、

- ① 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料、その他政令で定める 製品(炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品、エ タノール、メタン。以下同じ)の原材料として利用すること。
- ② 食品循環資源を肥料、飼料、その他政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること。

として定義されています。

このため、熱回収(焼却熱を利用して発電しエネルギーで利用すること)、減量(脱水、乾燥、発酵及び炭化により食品廃棄物の量を減量させること)及び定義された製品以外の用途での利用(例:食品リサイクル法により定められた基準に該当しない熱回収、キノコ菌床やセメントなどの原材料として利用)の実施量は本集計結果には含まれていません。

Q 都道府県別の集計結果で「食品循環資源の再生利用の実施量」が「食品廃棄物等の発生量」を超えているが、その理由は。

食品関連事業者から発生する食品廃棄物について、食品廃棄物等の発生した都道府県と異なる都道府県において食品循環資源の再生利用を実施する場合があるため、都道府県別の集計結果で「食品循環資源の再生利用の実施量」が「食品廃棄物等の発生量」を超える場合があります。

食品循環資源が、発生したA県から再生利用事業者の 多いB県に運搬されたのち処理される場合がある

A県 食品循環資源 B県

食品関連事業者:多い再生利用事業者:少ない

食品関連事業者:少ない 再生利用事業者:多い

Q 食品廃棄物等の発生抑制量、熱回収量及び再生利用等以外の実施量、処分量について、都道府県別データは公表しないのか。

平成27年度の定期報告書の報告事項の見直しでは、食品廃棄物等の発生量及び再生利用量について都道府県別の量の報告を加えていますが、食品廃棄物の発生抑制量、熱回収量、減量量、再生利用等の実施量及び処分量に関しては報告する事業者の負担を考慮して報告事項に加えていません。このため、都道府県別の数値を推計するための十分なデータがないため、公表できません。

Q 都道府県ごとに再生利用等実施率は公表しないのか。

再生利用等実施率を算出するにあたっては、発生抑制量、熱回収量、再生利用等の実施量、処分量を推計する必要がありますが、前問のとおり、算出するために必要な数値の推計ができないことから、都道府県別の再生利用等実施率は公表できません。

Q 都道府県ごとに4業種より細かい業種については公表しないのか。

食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告は、該当する75業種により報告いただいていますが、今年度は4業種(食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業)に集約して集計を行いました。次年度以降については、要望に応じて検討します。

(参考)

〇 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では基本理念として、

- ① 食品廃棄物等の発生の抑制に優先的に取り組んだ上で、
- ② 食品循環資源について再生利用 (飼料化、肥料化、その他)、
- ③ これが困難な場合には熱回収を行い、
- ④ やむを得ず廃棄処分を行う食品廃棄物等は減量を推進

し、もって環境への負荷の少ない環境を基調とする循環型社会を構築していくこと が必要であるとしています。

O 食品循環資源の再生利用等実施率

食品循環資源の再生利用等実施率は、次の計算式により算出します。

再生利用量+熱回収量× 0.95 +減量量+発生抑制量

再生利用等実施率 =

発生量+発生抑制量

発生量 食品廃棄物の発生量

再生利用量 飼料化、肥料化、メタン化、炭化、油脂化等の実施量

熱回収量 熱回収の実施量(なお、灰分5%が残るため、0.95を乗じます。)

減量量 脱水、乾燥、発酵及び炭化の実施量

発生抑制量 発生抑制の実施量

なお、都道府県等における再生利用等実施率を算出するに当たっては、食品廃棄物等の発生量、食品循環資源の再生利用量、熱回収量、減量量及び発生抑制量をそれぞれ推計する必要があります。